

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○ 防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和三年四月二十八日法律第二十三号）（抄）

附 則

この法律は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。